

社会福祉法人 みどり福祉会  
役員等報酬規程

社会福祉法人 みどり福祉会  
神奈川県横浜市青葉区さつきヶ丘8番地4号  
(平成31年4月12日 施行)

# 社会福祉法人 みどり福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 みどり福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、日当、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 全役員の前払報酬総額は、年間2,000万円以内とする。

2 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額

3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

4 評議員に対する報酬の額は、定款第9条で定める金額の範囲内で別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。)

(2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席の時に、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 通勤手当については、職員給与規程の規定に準ずる額を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、改廃し、平成31年4月12日より施行する。

(但し、平成31年2月1日より遡及し適用する。)

別表 第1 (常勤の理事の報酬)

常勤理事	報酬の額
常勤の理事	月額 800,000 円

別表 第2 (常勤の理事の退職金算定式)

最終報酬月額×在任期間
-------------

別表 第3 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理 事

理 事	日 額
理事会等会議への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	30,000 円

(※法令等の定める控除すべき金額控除後の支給金額)

(2) 監 事

監 事	日 額
監事監査等への出席	30,000 円
理事会等会議への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	30,000 円

(※法令等の定める控除すべき金額控除後の支給金額)

別表 第4 (評議員の報酬)

評 議 員	日 額
評議員会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(※法令等の定める控除すべき金額控除後の支給金額)